

デイサービスセンターいずみ利用料金表

※飯塚市（7級地）の一単位あたりの単価 10.14（円）を掛けて算定。

所要時間	3時間以上 4時間未満			4時間以上 5時間未満			5時間以上 6時間未満		
(負担割合証) 1割負担の方	単位	料金 (円)	負担額 (円)	単位	料金 (円)	負担額 (円)	単位	料金 (円)	負担額 (円)
要介護 1	409	4,147	414	428	4,339	433	645	6,540	654
要介護 2	469	4,755	475	491	4,978	497	761	7,716	771
要介護 3	530	5,374	537	555	5,627	562	879	8,913	891
要介護 4	589	5,972	597	617	6,256	625	995	10,089	1,008
要介護 5	651	6,601	660	682	6,915	691	1,113	11,285	1,128
所要時間	6時間以上 7時間未満			7時間以上 8時間未満			8時間以上 9時間未満		
(負担割合証) 1割負担の方	単位	料金 (円)	負担額 (円)	単位	料金 (円)	負担額 (円)	単位	料金 (円)	負担額 (円)
要介護 1	666	6,753	675	739	7,493	749	768	7,787	778
要介護 2	786	7,970	797	873	8,852	885	908	9,207	920
要介護 3	908	9,207	920	1,012	10,261	1,026	1,052	10,667	1,066
要介護 4	1,029	10,434	1,043	1,150	11,661	1,166	1,197	12,137	1,213
要介護 5	1,150	11,661	1,166	1,288	13,060	1,306	1,339	13,577	1,357
※負担額については、2割負担の方は約2倍、3割負担の方は約3倍となります。									
その他の加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして飯塚市長に届け出た項目について加算します。(利用料金は、合計単位数に飯塚市（7級地）の一単位あたりの単価 10.14（円）を掛けて算定します。)									
日常生活上の世話の所要時間が9時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を加算する									
入浴加算	1日につき50単位を加算する			入浴中の利用者の観察や介助入浴介助（転倒予防のための声掛けや気分の確認を行うことを含む）を行った場合算定。					
個別機能訓練加算（I）	次に掲げる基準のいずれも適合している場合1日につき46単位を加算する。			<p>(1) 通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状態に応じた機能訓練を適切に行っていること。</p> <p>(3) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的</p>					

		に機能訓練を実施していること。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	次に掲げる基準のいずれも適合している場合1日につき56単位を加算する。	<p>(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状態を重視した機能訓練個別機能訓練計画を作成していること。</p> <p>(3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に行っていること。</p>
認知症加算	1日につき60単位を加算する。	総利用者数のうち重度の認知症（Ⅲ以上）の利用者の割合が20%以上を占め基準より2名以上の介護職員等の配置をしていること。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1回につき18単位を加算する	イ 介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上である場合
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	厚労大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、通所介護サービスを提供した場合、提供した合計単位数の5.9%に相当する単位を加算
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	厚労大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、通所介護サービスを提供した場合、提供した合計単位数の1.2%に相当する単位を加算
食費	食事を提供した場合、食費（食材料費と調理にかかる費用）として、1回500円（おやつ代含む）を徴収させていただきます。	

デイサービスセンターいずみ利用料金表

※飯塚市（7級地）の一単位あたりの単価 10.14（円）を掛けて算定。

区分	単位	料金	1割負担金額	備考
予防通所介護 1 （要支援 1）	1,655	16,781 円	1,678 円	1 月につき
予防通所介護 2 （要支援 2）	3,393	34,405 円	3,440 円	1 月につき
※負担額については、2割負担の方は約 2 倍、3割負担の方は約 3 倍となります。				
その他の加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして福岡県知事に届け出た項目について加算します。（利用料金は、合計単位数に飯塚市（7級地）の一単位あたりの単価 10.14（円）を掛けて算定します。）				
運動器機能向上加算	225 単位			1 月につき 理学療養士等を中心に看護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算
口腔機能向上加算	150 単位			1 月につき 口腔機能が低下等にある利用者等に対し、看護師、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算
選択的サービス複数実施加算（I）	480 単位			
事業所評価加算	120 単位			1 月につき 運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の対象となる事業所で、試行的取組みとして、評価対象となる期間（原則として各 1～12 月までの期間）において、利用者の要支援状態の[維持・改善の割合が一定以上になった場合に、当該評価機関の次年度における当該事業所サービス提供につき加算
サービス提供体制強化加算（I）イ	要支援 1 1 月につき 72 単位 要支援 2 1 月につき 144 単位			イ 指定予防通所介護事業所の介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が 50%以上である場合
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算（I）			厚労大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、予防通所介護サービスを提供した場合、提供した合計単位数の 5.9%に相当する単位を加算
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算（I）			厚労大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、予防通所介護サービスを提供した場合、提供した合計単位数の

	1.2%に相当する単位を加算
食事	食事を提供した場合、食材費として、500円（おやつ代含む）徴収させていただきます。

別表2 介護予防通所型サービスA費 料金表 (令和1年10月1日より適用)
 ※飯塚市(7級地)の一単位あたりの単価10.14(円)を掛けて算定。

区分	単位	料金	1割負担金額	備考
通所介護型サービスA費	331/回	3,356円	335円	事業対象者・要支援1の方 週1回かつ月5回まで 要支援2の方 週2回かつ月10回まで
※負担額については、2割負担の方は約2倍、3割負担の方は約3倍となります。				
食事	食事を提供した場合、食材費として、500円（おやつ代含む）徴収させていただきます。			